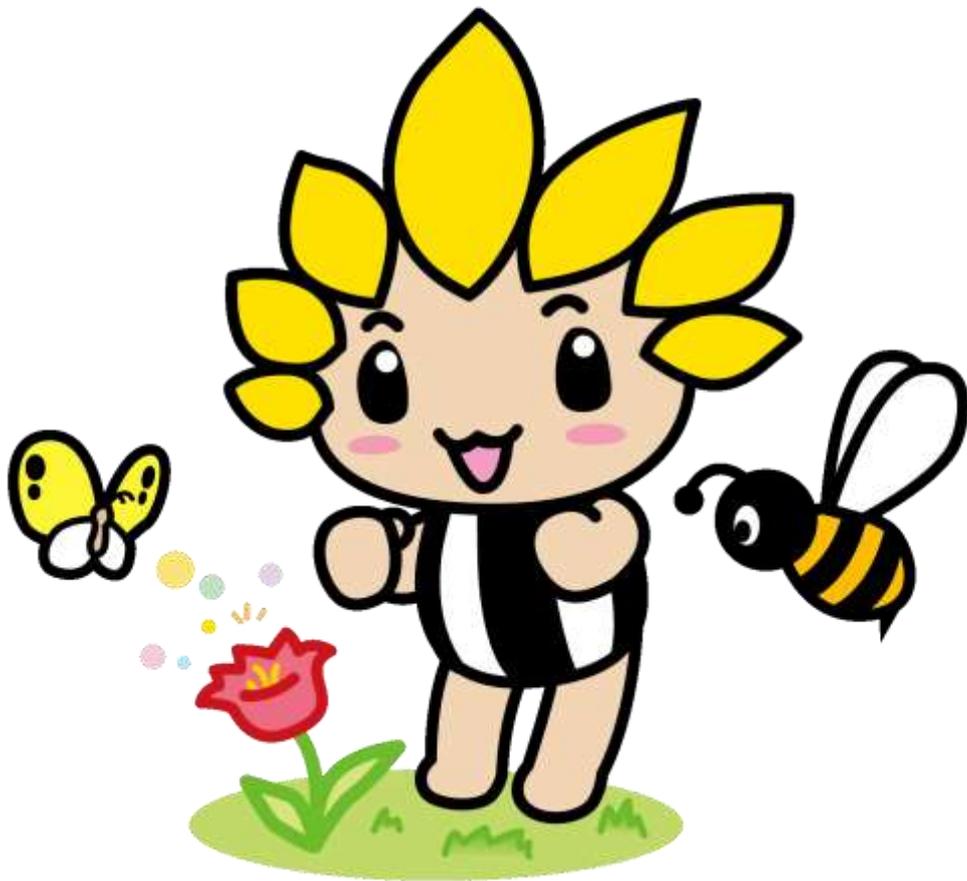


さまりん

座間市マスコットキャラクター

イラスト使用マニュアル



座間市地域プロモーション課

令和8年3月改定

はじめに

座間市マスコットキャラクター「ざまりん」は

座間市のPR

を目的としたキャラクターです。

「ざまりん」のイラストをより多くの方に使用していただくため、要領とマニュアルを作成しました。

ざまりんのキャラクターとしてのブランドイメージを守るための制限があります。イラストを使用する際は、座間市マスコットキャラクター「ざまりん」使用に関する要領と本マニュアルをよく確認してください。

●市ホームページ掲載のイラスト・3Dデータは、申請不要で使えます。

※次の場合は使えません。

- (1) 市及び市民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を市が公認、支援しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する営業に使用するとき。
- (7) その他市長が不適当な使用と認めたとき。

●ざまりんのデザインを改変する場合は、申請が必要です。

※次の場合は除きます。

- (1) 市及び市教育委員会が業務のために使用するとき。
- (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用を目的とするとき。
- (4) マスコットキャラクターの原作者が基本デザインを改変するとき
- (5) その他市長が適当と認めたとき。

イラスト表記について

- 「ざまりん」のイラストを使用する場合は「座間市マスコットキャラクター「ざまりん」」の名称を必ず表記してください。

名称の表記がないと、どこの、なんというキャラクターなのか分かりません。

著作権等が座間市に帰属していることを明確にするためにもお願いします。

●表記例



ロゴを使う場合

公式ロゴを使用してください。ホームページからダウンロードできます。



ロゴを使わない場合

Word 等でイラストの近くに、表記してください。

イラストを使った文章について

令和7年10月から、ざまりんに吹き出しを付けられるようになりました。ただし、過度に俗語的、差別的又はマスコットキャラクターの品位を損なう表現は禁じています。

また、特定の個人、政党、若しくは宗教団体を市が公認、支援しているような誤解を与えるような場合も使用できませんので注意してください。

※ 営利企業における文章表現の一例。



ざまりんは、株式会社〇〇グループを応援しています。(×)
工事のご用命は株式会社〇〇に！(イラストとの位置次第で○)
〇〇クッキー買ってね！(△)※内容次第。地域活性化に繋がるものは○
〇月〇日のイベントに遊びに来てね！(△)※内容次第。地域活性化に繋がるものは○
〇〇クッキー絶賛発売中！(○)※事実の記載は○
〇月〇日新規オープン！(○)※事実の記載は○
〇〇クッキー新発売！(○)※事実の記載は○
〇月〇日、試乗会開催！(○)※事実の記載は○

【ポイント】

判断に迷ったときは、イラストと位置を離してください。ざまりんが話しているように見えなければ問題ありません。

イラストの改変について

● デザインを改変するときは、申請が**必要**です。

座間市が意図しない、ざまりんのイメージを損なうイラスト使用を避けるためです。

ざまりんのイメージを損なわないよう、要領、マニュアルに従って、改変してください。

技術的に改変が困難な場合は無理に改変せず、**既存のイラストを使用してください。**

イラストの使用・改変時の注意点

左右反転させるときは、文字やロゴの反転に注意



○文字やロゴが入っていない場合



×文字が反転してしまう場合

縮尺を変えるときは、縦横の比率を保つ



○そのままの比率



×縦長にする



×横長にする

中途半端なトリミングはしない



○顔だけ残したトリミング



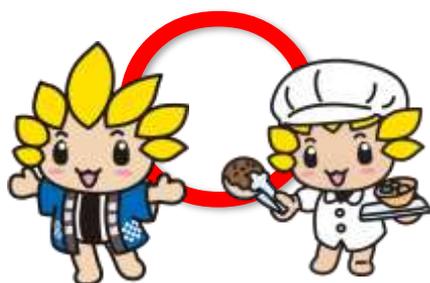
△上半身を残したトリミング



×中途半端なトリミング

他イラストと合成するときは不自然にならないように

イラストのバランスを考慮する。

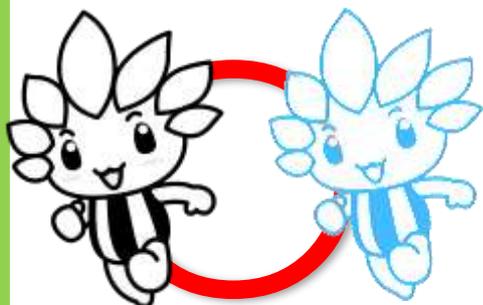


×バランスが悪く、不自然な合成



×不自然な合成

色は変えない（変えたい場合は要相談）



○線画にする。



×奇抜な色にする。色を反転させるなど

使用許可されたものを使う



×著作者が許可していない画像を使う

イラストのバランスが取れている合成でも、注意が必要です。

その画像の著作権は確認しましたか？

個人利用以外でも使える素材ですか？

これらを確認せずに無断使用し公開すると**知的財産権を侵害**する可能性があります。

インターネットから画像をダウンロードして合成するときは特に注意してください。

【問い合わせ】

座間市

地域づくり部地域プロモーション課魅力創出係

〒252-8566

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

TEL 046-252-7961（直通）

E-mail sisei@city.zama.kanagawa.jp